

危険行為の解除申請のお願い

前橋市民文化会館内において、スモークマシン（水溶性を除く）、裸火使用、危険物品使用等、法令で禁止されている行為を行う場合、当会館の承諾後、前橋市消防局中央消防署への解除承認申請が必要です。下記の手順で申請手続きをお願いします。解除承認が済んでない危険行為や危険物品の持ち込みは、理由に関わらず法令違反ですので、一切の行為持込みはできません。

【注意】会館の決裁、消防署の承認が下りるまで数日かかる場合がありますので早めの申請をお願いします。

【申請の流れ】

1.喫煙等禁止行為解除承認申請を消防署に行く前に、「承諾書」1部と付属資料を添付した「喫煙等禁止行為解除承認申請書」2部を当会館に申請をする。受理したのち、後日、会館から承諾書の承認連絡が届きましたら、「承諾書」「喫煙等禁止行為解除承認申請書」会館に取りに来る。

※「喫煙等禁止行為解除承認申請書」の申請者欄は、会館側で記入しますので空欄でお持ちください。

※承諾書の受け取りについて 遠方などの方は、申請者の住所氏名等送付先を書き込んだ封筒に切手を貼って持参していただければ、承諾書等を申請者にお送りすることも可能です。



2.前橋市消防局中央消防署に主催者等が、返却された「承諾書」1部と「喫煙等禁止行為解除承認申請書」2部を持参し、解除承認を申請する。

※申請の折、当日の内容や危険物の種類、量、効果、安全対策等の確認をされます。



3. 消防署の承認ののち申請者に連絡が来ます。消防署より「解除承認通知書」と「副本」が返却されますので、公演日当日に、当会館に「解除承認通知書」と「副本」を提出する。

※遠方の方などには、消防署への申請時に切手を貼った封筒を持参すれば、消防署より「解除承認通知書」と「申請書の副本」を申請者に送付してくれます。

※「承諾書」は当館WEBサイト「喫煙等禁止行為解除承認申請書」は当館WEBサイト、前橋市消防局のWEBサイトからダウンロード可能です。

※付属資料とは

- ① 危険行為に使用する物、機材の仕様書、使用する液の種類、物の写真等
- ② 危険行為を行う場所・消火器などの設置場所、人員配置場所の詳細図面
- ③ 公演当日のタイムスケジュール、危険行為が行われる時間を明記した進行表等

【問合せ先】 前橋市民文化会館 ホール担当 027-221-4321